



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「サン＝ジェルマノのリッカルドの年代記」の二つの版の成立について : 13世紀フェデリーコ二世治下シチリア王国の一史料の研究
Author(s)	榊原, 康文
Citation	西洋史論集, 9, 24-46
Issue Date	2006-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37466
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_24-46.pdf



『サン＝ジェルマノのリツカルドの年代記』の二つの版の成立について

― 一二世紀フェデリーコ二世治下シチリア王国の一史料の研究 ―

榎 原 康 文

はじめに

― 『サン＝ジェルマノのリツカルドの年代記』について ―

一二世紀末から一三世紀前半において、南イタリア・シチリア王国を統治したのが、(神聖)ローマ皇帝・シチリア王のフェデリーコ二世である。彼の統治下のシチリア王国については、一九世紀以来その近代性が高く評価されてきたこともあり、これまで数多くの研究が行なわれてきた。⁽¹⁾ こうした諸研究は、一二三二年以降、起草・公布された『シチリア王国勅法集成』⁽²⁾などの法史料、さらには王国の尚書局から発給された証書史料、そして年代記などの記述史料に基づいて行なわれてきた。

このうち、最後に言及した記述史料については、多様な史料が歴史研究において用いられている。時代的には、同時代から一四世紀にかけて、地域的にはイタリアからドイツ、フランス、イングランドに至るまでその範囲はおよぶ。⁽³⁾ しかし、シチリア王国史を研究する場合に

は、それら記述史料のなかでも、シチリア王国の同時代史料がもっとも重要であることは言うまでもない。⁽⁵⁾ しかしながら、フェデリーコ二世および彼の子孫たちの統治時代(いわゆるスワビア朝時代)において、シチリア王国の同時代の記述史料は多いとは言えない。しかも詳細な史料というと、その数は更に限定される。このような史料状況のなかで、とりわけ貴重な史料として高く評価されているのが、『サン＝ジェルマノのリツカルドの年代記』である(以下、『年代記』と略記)。⁽⁶⁾

この『年代記』の著者、サン＝ジェルマノのリツカルドは、一一六五年頃、モンテカッシーノ修道院の麓の都市サン＝ジェルマノで生まれ、一二四四年五月七日に死去した人物である。⁽⁷⁾ 彼は、モンテカッシーノ修道院で教育を受け、一一八六年からモンテカッシーノ修道院および都市サン＝ジェルマノで書記 notarius として活動し、⁽⁸⁾ 一二二〇年末からは、皇帝フェデリーコ二世に登用されて、シチリア王国の財務行政に関与した。⁽¹⁰⁾ また、彼の兄弟のジョヴァンニもまた、

皇帝につかえていたことがわかっている。⁽¹⁾ こうした公的活動のあいまに、リッカルドは長短二つの版で『年代記』を記した（以下、長版、短版と略記）。

この『年代記』の長版は、原本がモンテカッシーノ修道院に残されている。⁽²⁾ 長版には、一一八九年から一二四三年十月までの出来事が記述されている。他方、短版は、イタリアの歴史家ガウデンツィによって、ボローニャの Biblioteca Comunale dell'Archigimnasio 写本 Codice miscellaneo A. 144 から発見され、一八八八年に公刊された。⁽³⁾ 短版の記述は、一二〇八年からはじまり、一二二六年の途中で中断している。この両版の関係については、はじめに短版が書かれ、のちに長版が執筆されたと考えられている。⁽⁴⁾ 長版・短版を通じリッカルドの叙述は、文飾よりも事実の記述に則する姿勢を貫いており、彼の叙述を質朴、かつ「客観的 objective」、⁽⁵⁾ 「中立的 neutral」であると評する声がある一方、叙述に生彩を欠くとの評価もみられる。⁽⁶⁾

この『年代記』の公刊は、一六四七年のウゲッリ Ughelli による最初の公刊から、主なものだけでも、ムラトリーリの *Rerum Italicarum Scriptores* の第一版、⁽⁷⁾ ペルッツによる *MGH Scriptores* 版、⁽⁸⁾ デル＝レなどの版がある。また、前述のように一八八八年に、ガウデンツィによって短版の公刊が行われた。⁽⁹⁾ さらに一九三六年から一九三八年に、ガルーフィによって、この長版、短版を並記した版が *Rerum Italicarum Scriptores* の第二版七巻第二部として出版された。現在、研究においては、このガルーフィ版が参照される。⁽¹⁰⁾

さて、この『年代記』については、その史料的价值が高く評価され

ていることは前述の通りであり、フェデリーコ二世統治時代のシチリア王国史研究において最も多く引用される記述史料といつてよい。⁽¹¹⁾ この『年代記』およびリッカルドについての研究はいかに展開してきたのだろうか。これまでの研究をふりかえてみたい。まず、参照されるべきは、各公刊本の編者による解説である。すなわち、ウゲッリ、ムラトリーリ、ペルッツ、デル＝レが、⁽¹²⁾ リッカルドおよび彼の『年代記』を論じている。さらに個別研究として、一八九四年に、ヴィンケルマンとレーヴェの両研究がだされ、⁽¹³⁾ それぞれが短版と長版の関係について検討している。そして前述のように、一九三六年から一九三八年に、ガルーフィが長版、短版『年代記』を並記した版を出版したのだが、この刊本の解説において、ガルーフィは、リッカルドの履歴や、彼のローマ教皇庁・皇帝の財務行政組織との関係、新旧『年代記』の成立と特徴、リッカルドのシチリア王国行政への見解、写本伝承について検討し、リッカルドと『年代記』について最も詳細な分析を提示したのである。⁽¹⁴⁾

しかしながら、それ以後はリッカルドおよび彼の『年代記』の研究のいわば空白期が訪れる。南イタリアの修史伝統の研究や文学史研究において、いくつか簡潔な言及が行なわれたのみで、⁽¹⁵⁾ 『年代記』そのものを対象とした研究は、近年にいたるまでほとんど見られなかったといつてよい。⁽¹⁶⁾ その理由は、第一に『年代記』が、その質朴な文体のゆえに文体や修辞面で関心を引かなかったこと。さらに第二に、『年代記』の叙述の「客観性」「中立性」への信頼ゆえに、逆に史料としての『年代記』について、踏み込んだ考察が行なわれなかったことが

挙げられる。

しかしようやく、一九九〇年代にいたり、いくつかの研究が、『年代記』について、新たな研究上の提起を行った。^⑧まず、ピスピサが『年代記』を詳細に読み込み、「客観的」とされてきたリッカルドの叙述が、偏りを持っていたことを指摘した。すなわちリッカルドは王国の制度的発展に理解を示さず、さらに都市的集落の動向について関心を持たないことがリッカルドの叙述の特徴である、とピスピサは分析したのである。^⑨ピスピサの研究は、従来の『年代記』理解を再検討し、『年代記』の記述内容の分析をさらに深化させたものと評価できる。

第二に、ダンジェロが、『年代記』の「序文」を対象として、リッカルドの文体や典拠の問題を検討し、短版から長版に至る彼の歴史家としての意識の深化について、興味深い提起を行なった。^⑩ガルーフイを含め従来の研究は、『年代記』の文体や典拠の問題については十分な検討を行っておらず、ダンジェロの研究はこの問題への重要な貢献であると言える。

しかしながらこれらの研究はいまだ緒にいたばかりである。『年代記』の史料としての重要性の認識は広く共有されているにも関わらず、この史料についての研究はこれまで十分であったとは言いがたい。ピスピサが行ったような『年代記』の記述内容の分析と、ダンジェロによる『年代記』の文体や典拠、作者の意識に関わる研究はさらに発展させる必要がある。

そこで本稿では、ダンジェロによる短版・長版「序文」研究の進展をふまえ、両版の「序文」についての検討を試みたい。その際、ガル

フィとダンジェロの研究における論点を整理するとともに、管見のかぎりにおいて、両「序文」から読み取れる点を補足、指摘したい。さらに本稿において短版・長版「序文」を検討する理由は、近年の研究の進展という理由にとどまらない。なにより「序文」を検討することによって、リッカルドの『年代記』執筆の（リッカルド自身の）主観的意図を理解することが可能となるであろうこと。さらに二つの「序文」を比較検討することで、『年代記』の二つの版の成立について有益な示唆が得られると思われること、である。

具体的な論の進め方として、『年代記』がこれまでわが国ではほとんど紹介されていないことをふまえ、^⑪まず短版・長版「序文」の試訳を行い、しかるのち両「序文」の検討を進めたい。

註

- (1) しかしながら、こうした近代性の評価が過大であることが、近年の研究において批判されている。さしあたり以下を参照。Abulafia, David: *Frederick II, A Medieval Emperor*, London/New York, Allen Lane the Penguin Press, 1988. 邦語では阪上眞千子「フェデリーコ二世治下のシチリア王国における国家組織・経済・社会」『阪大法学』第四六巻第一号（通巻第一八一号）（一九九六年四月）八三頁から一一〇頁。阪上眞千子「フェデリーコ二世治下シチリア王国の議会『クーリア』について」『阪大法学』第四九巻第二号（通巻第二〇〇号）（一九九九年八月）四四五頁から四七五頁。阪上眞千子「フェデリーコ二世時代のシチリア王国における王権と教会との関係」『阪大法学』第四九巻第三号・四号（通巻第二〇一・二〇二号）（一九九九年一月）四七一頁から四九九頁。さらに、拙稿「一二世紀前半フェデリーコ二世統治下シチリア王国における『司法官』——『シチリア

王国勅法集成』の検討を中心に―『北海道大学文学部紀要』四五ノ三(通巻第九〇号)(一九九七年三月)左三七頁から九〇頁。

- (2) 現在参照する本は以下のものである。*Die Konstitutionen Friedrichs II. für das Königreich Sizilien*, hg. von Wolfgang Stürmer (Monumenta Germaniae Historica, Constitutiones et Acta publica imperatorum et regum, T. 2 Supplementum), Hannover, Hahnische Buchhandlung, 1996. 部分的ながら以下の邦訳がある。清水廣一郎訳・解説『シチリア王国勅法集成』『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選II中世』創文社、一九七八年、一三四頁から一四三頁。

- (3) 証書史料の概観については、以下を参照。*Die Regesten des Kaiserreichs unter Philipp, Otto IV, Friedrich II, Heinrich (VII), Conrad IV, Heinrich Raspe, Wilhelm und Richard. 1198-1272. Nach der Neubearbeitung und dem Nachlasse Johann Friedrich Böhmer's neu herausgegeben und ergänzt von Julius Ficker und Eduard Winkelmann*, 3 Bde. (Regesta Imperii V, 1-3), Innsbruck, 1881-1901; Nachdruck, Hildesheim, Georg Olms, 1971; 4. Band: Nachträge und Ergänzungen, bearbeitet von Paul Zinsmaier (Regesta Imperii V), Köln/ Wien, Böhlau, 1983. ような著名な証書集として、*Gründe und Urkunden des Reichs der Friderici secundus sive Constitutiones, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum eius. Accedunt epistolae paparum et documenta varia, collegit, ad fidem chartarum et codicum recensuit, iuxta seriem annorum disposuit et notis illustravit Jean-Louis-Alphonse Huillard-Bréholles*, 6 tom. in 11 pars, Paris, 1852-1861; Ristampa anastatica, Torino, Bottega D'Erasmio, 1963; *Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien*, hsg. von Eduard Winkelmann, 2 Bde., Innsbruck, 1880-1885; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1964; *Die Urkunden Friedrichs II. 1198-1212* (Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Bd. 14, Teil 1) (Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum et imperatorum Germaniae, tom. 14, pars 1),

bearbeitet von Walter Koch, Hannover, Hahnische Buchhandlung, 2002.

- (4) 以下の概観を参照。Sommerlechner, Andrea. *Supor mundi? Kaiser Friedrich II. und die mittelalterliche Geschichtsschreibung*, Wien, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1999, S. 487-582.
- (5) Sommerlechner, Ebd., S. 531-536; Van Cleave, Thomas C.: *The emperor Frederick II of Hohenstaufen. Immulator mundi*, London, Oxford University Press, 1972, pp. 550-551.
- (6) サン＝ジェルマンのリッカルドと『年代記』については、*Gründe und Urkunden des Reichs der Friderici secundus sive Constitutiones, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum eius. Accedunt epistolae paparum et documenta varia, collegit, ad fidem chartarum et codicum recensuit, iuxta seriem annorum disposuit et notis illustravit Jean-Louis-Alphonse Huillard-Bréholles*, 6 tom. in 11 pars, Paris, 1852-1861; Ristampa anastatica, Torino, Bottega D'Erasmio, 1963; *Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien*, hsg. von Eduard Winkelmann, 2 Bde., Innsbruck, 1880-1885; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1964; *Die Urkunden Friedrichs II. 1198-1212* (Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Bd. 14, Teil 1) (Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum et imperatorum Germaniae, tom. 14, pars 1),
- (7) Garufi, Carlo Alberto: "Prefazione", in: *Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), Città di Castello, Casa Editrice S. Lapi, 1936-38, p. IV (以下「Garufi, "Prefazione", p. 2 略記」)。
- (8) Garufi, "Prefazione", p. XXXIII.
- (9) Garufi, "Prefazione", p. IV. なお、同時代の北部・中部のローネに於ける「公証人 notarius」と南部のそれとを同一視する点については、*Gründe und Urkunden des Reichs der Friderici secundus sive Constitutiones, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum eius. Accedunt epistolae paparum et documenta varia, collegit, ad fidem chartarum et codicum recensuit, iuxta seriem annorum disposuit et notis illustravit Jean-Louis-Alphonse Huillard-Bréholles*, 6 tom. in 11 pars, Paris, 1852-1861; Ristampa anastatica, Torino, Bottega D'Erasmio, 1963; *Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien*, hsg. von Eduard Winkelmann, 2 Bde., Innsbruck, 1880-1885; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1964; *Die Urkunden Friedrichs II. 1198-1212* (Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Bd. 14, Teil 1) (Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum et imperatorum Germaniae, tom. 14, pars 1),
- (10) Garufi, "Prefazione", pp. XI-XII.
- (11) Garufi, "Prefazione", pp. XII-XIII, p. XV.

- (12) Garufi, "Prefazione", pp. XXXIII-XXXIV.
- (13) Gaudenzi, Augusto: "Prefazione", in: *Ignoti monachi cisterciensis S. Mariae de Ferraria chronica et Rycardi de Sancto Germano Chronica priora* (Società napoletana di storia patria. Monumenti storici. Ser. I: Cronache), a cura di Augusto Gaudenzi, Napoli, Ex regio typographico Francisci Giannini & Fil., 1888, pp. 49-61; Garufi, "Prefazione", p. XXXVIII. リンカルドの短版『年代記』のボローニャへの出来に關しては、以下のガルフーの推定を参照。Garufi, "Prefazione", pp. XXXIX-XLI.
- (14) Garufi, "Prefazione", p. XVII.
- (15) Garufi, "Prefazione", p. XXII.
- (16) ガルフーの以下の評語を参照。「esso è schietto, semplice e qua e là neglecto, se ne (＝リンカルドの文体) ha fatto un libro che non è né più né meno che un libro di storia». Garufi, "Prefazione", pp. XXIII.
- (17) Schaller, *a. a. O.*, S. 825.
- (18) Sommerlechner, *a. a. O.*, S. 532.
- (19) "Lavoro preciso e semplice, scritto con imparzialità diligente, ricco di fatti narrati schiettamente, senza nessuno ornamento oratorio, povero di colorito, cronaca vera e non storia, esso è la guida più sicura che abbiamo per quegli anni intorno alle vicende di Federico II e delle provincie napoletane".『『年代記』は「正確で素朴な仕事であり、入念に偏らなうに書かれ、率直に語られた事実で満ち、いかなる演説調の裝飾もなく、生彩に乏しく、歴史ではなく真の年代記であり、それは、この年月のフエデリーコ二世の変転や、ナポリ地域の變遷について述べられ、得る最も確かな案を書いたものである」』Balzani, Ugo: *Le cronache italiane nel Medio Evo*, 3 ediz., Milano, 1909; Nachdruck, Hildesheim/New York, Georg Olms, 1973, p. 233. また、註(9)のガルフーの評語の後半部をも参照。リンカルドの文体および記述への最も適切な評語は、以下を参照。Pispisa, Enrico: L'immagine della città nella

storiografia meridionale del Duecento, in: *Quaderni medievali* 30 (1990) p. 79.

- (20) 1211年の轉轉點が、時局をさげすむ。以下を参照。Italia Sacra. *Tomus decimus seu appendix in qua praeter anecdota Ughelliana antiquae Italiae episcopatus. Supplementa quaedam, et correctiones ad novem praecedentia volumina, et multiplices Indices generales profertur*. Cura, et studio Nicolai Coleti, Venezia, 1722; Ristampa anastatica, Bologna, Arnaldo Forni, 1974, Anecdota Ughelliana, pp. 173-242.
- (21) Richart de S. Germano, Chronicon, in: *Rerum Italicarum Scriptores*, a cura di Ludovico Antonio Muratori, vol. 7, Milano, 1725; Ristampa anastatica, Bologna, Arnaldo Forni, 1989, pp. 963-1052.
- (22) Rycardi de Sancto Germano Notarii Chronica, in: *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores* 19, hrsg. von Heinrich Pertz, Hannover, 1866; Nachdruck, Stuttgart, Anton Hiersemann, 1989, S. 321-386.
- (23) Cronica di Riccardo da S. Germano (1189-1243), in: Del Re, Giuseppe: *Cronisti e scrittori sincroni napoletani editi ed inediti*, vol. 2 (Svevi), Napoli, 1868; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1975, pp. 1-100. この本の「版」は「Nicola Corcia によるイタリア語訳が追加された」参考になる。また、別のイタリア語訳として、以下がある。Riccardo da S. Germano: *La Cronaca*, Introduzione, traduzione e note di Giuseppe Spertufi, Cassino, F. Ciolfi Editore, 1995.
- (24) *Ignoti monachi cisterciensis S. Mariae de Ferraria chronica et Rycardi de Sancto Germano Chronica priora* (Società napoletana di storia patria. Monumenti storici. Ser. I: Cronache), a cura di Augusto Gaudenzi, Napoli, Ex regio typographico Francisci Giannini & Fil., 1888.
- (25) *Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), Città di Castello, Casa Editrice S. Lapi, 1936-38.
- (26) Schaller, *a. a. O.*, S. 825. この註(9)のベルンハーニの見解、や

- ふじふとを参照。 “... essa è la fonte la più fedele e sicura per la storia di Federico II e delle province napoletane in quell'epoca”. 「それ (=『年代記』) は、フヒスリーローニ世の歴史、ならむじふの時代のナポレオンの歴史にふじふ、最も確実な史料である」 Capasso, Bartolomeo: *Le fonti della storia delle province napoletane dal 568 al 1500, con note ed un copioso indice alfabetico del Dot. E. Oreste Mastrojanni*, Napoli, 1902; Ristampa anastatica, Bologna, Arnaldo Forni, 1997, p. 105.
- (27) *Italia Sacra*, Tom. 10, Venezia 1722; Ristampa anastatica, Bologna, Arnaldo Forni, 1974, Anecdota Ughelliana, Indiculus Anecdotorum ab Ughello editorum.
- (28) Richard de S. Germano, *Chronicon*, in: *Rerum Italicarum Scriptores*, a cura di Ludovico Antonio Muratori, vol. 7, Milano, 1725; Ristampa anastatica, Bologna, Arnaldo Forni, 1989, p. 965.
- (29) Rycardi de Sancto Germano Notarii Chronica, in: *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores* 19, hrsg. von Heinrich Pertz, Hannover, 1866; Nachdruck, Stuttgart, Anton Hiersenann, 1989, S. 321f.
- (30) Del Re, Giuseppe: “Proemio”, in: Del Re, Giuseppe: *Cronisti e scrittori sincroni napoletani editi ed inediti*, vol. 2 (Svevi), Napoli, 1868; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1975, pp. 3-4.
- (31) Winkelmann, A.: Das Verhältnis der beiden Chroniken des Richard von San Germano, in: *Mittheilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 15 (1894) S. 600-613.
- (32) Loewe, Heinrich: *Richard von San Germano und die ältere Redaktion seiner Chronik*, Halle a. d. Saale, Max Niemeyer, 1894.
- (33) Garufi, “Prefazione”, pp. III-LIV.
- (34) ふとを参照。 Bertoni, Giulio: *Il Duecento*, 3 ediz. riveduta e aumentata (Storia letteraria d'Italia 2), Milano, Casa Editrice Dott. Francesco Vallardi, 1939, p. 264; Cognasso, Francesco: *Storiografia medievale*, in: *Questioni di storia medioevale*, a cura di Ettore Rota, Milano, Marzorati, s.d. (1957?), p. 806. ただし、前者は奇妙にも『年代記』長版の叙述を一二五四年からふじふ、後者をフヒスリーローニ四世の死 (一二五四年) からふじふとする。 ふじふは Capitani, Ovidio: *Motivi e momenti di storiografia medioevale italiana* (secc. V-XIV), in: AA. VV.: *Nuove questioni di storia medioevale*, Milano, Marzorati, 1964, p. 789 からふじふ M. Marti: *La prosa*, in: AA. VV.: *Storia della letteratura italiana*, vol. 1, Milano, Garzanti, 1965, p. 591 から、叙史の終はふを「一二四一年」からふじふとして、ふじふを主要な分析をふじふとする。 ふじふからふじふである。 Palumbo, Pier Fausto: *Medio Evo meridionale. Fonti e letteratura storica dalle invasioni alla fine del periodo aragonese* (Biblioteca storica 9), Roma, Le Edizioni del Lavoro, 1978, pp. 184-185.
- (35) ガーネット版以後は、ふじふの論文がある。 Romano, Paolo: *Riccardo da S. Germano e la sua Cronaca*, in: *Archivio storico per la Calabria e la Lucania* 12 (1942) pp. 133-141. ただしローネは、基本的にはハーントによる『年代記』の解説に依拠して、リッカルドおよび『年代記』の紹介と『年代記』の史料としての重要性を強調するハント自身の役割を限定している。
- (36) ふじふした研究が一九九〇年代にあらわれたのは、一九九四年のフヒスリーローニ世の生誕八百周年を機会に、ふじふの国際研究集会が行われ、研究が活発化したハントが一因となつてゐると思ふ。 ふじふ(ふ)を参照。
- (37) Pispisa, Enrico: L'immagine della città nella storiografia meridionale del Duecento, in: *Quaderni medievali* 30 (1990) pp. 78-82; Pispisa, Enrico: *Storiografia contemporanea nel Regno*, in: *Friedrich II. Tagung des Deutschen Historischen Instituts in Rom im Gedenkjahr 1994 = Federico II. Convegno dell'Istituto Storico Germanico di Roma nell'VIII Centenario della nascita* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 85), hrsg. von Arnold Esch und Norbert Kamp, Tübingen, Max Niemeyer, 1996, S. 42-47.

(38) D'Angelo, Edoardo: Stil und Quellen in den Chroniken des Richard von San Germano und des Bartholomaeus von Neocastro, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 77 (1997) S. 437-458.

(39) 以下の拙稿にリッカルドおよび『年代記』についての簡単な紹介がある。榎原康文「フェデリーコ二世親政開始時(一二〇八—一二二二)のシチリア王国統治政策について—一二二〇年一月—四日付モンテ・カッシーノ修道院長あて書簡の試訳と検討を中心に—」『北大史学』第四四号(二〇〇四年)、二二頁から四二頁。

一 『年代記』短版・長版「序文」の試訳

前節で述べたように、リッカルドの『年代記』には長版と短版の二つが存在する。この短版・長版の二つの執筆経過はいかなるものだったであろうか。残念ながら、この点を説明する手がかりは『年代記』そのものの以外にはなく、推定に頼らざるを得ない部分が残し、研究者の見解にも相違がある。それゆえここでは、両版の執筆経過について大まかな見取り図を把握するにとどめたい。^①

前述のように、『年代記』短版は、「序文」のち一二〇八年の記述からはじまり、一二二六年の途中で中断している。^②長版『年代記』の前に短版が書かれたことは明白である。^③というのも、短版「序文」にモンテカッシーノ修道院長ステファノへの献辞が書かれているのだが、ステファノは一二二七年七月二日に死去し、^④長版『年代記』には彼の死去の記述がなされているからである。さらに、後述するように、短版「序文」には、リッカルドがモンテカッシーノ修道院長ステファ

ノの依託を受けてこの『年代記』の執筆を行なった、との記述があることから、短版『年代記』執筆のきっかけが判明する。そこで問題となるのが、短版の執筆がいつ開始されたかである。これについては、一二一六年以前の執筆開始を推定するガルーフイと、^⑤一二二〇年から一二二二年を推定するヴィンケルマン、さらに遅れて一二二六年あるいは一二二七年執筆説をとるレーヴェの間に見解の相違がある。その後、一二二二年にリッカルドは皇帝フェデリーコ二世の財務行政に登用されるが、そうした活動のなかで短版は書かれたと推定される。^⑥しかしながら、前述のように一二二七年七月に修道院長ステファノが死去したことにより、リッカルドの『年代記』執筆に転機が訪れる。その後の経過については、研究者の見解は一致しない。ヴィンケルマンは、執筆の依頼主ステファノ修道院長の死により、短版は未完成のまま残されたと推定する。^⑦他方、ガルーフイは、ステファノ修道院長の死により短版が完結されたと推定する。^⑧

このように短版の執筆開始時点と、短版が完結したか否かについては、見解の相違が見られる。しかし、修道院長ステファノの在職期間、すなわち一二一五年から一二二七年の間に、短版の執筆が行なわれたことは間違いない。そして、一二二七年のモンテカッシーノ修道院長ステファノの死によつて短版の執筆は転機を迎え、『年代記』執筆は中断されるか、あるいは完結された。

しかしながらリッカルドは、時をおかずして、新たな構想のもと、もう一つの『年代記』の執筆を開始した。すなわち長版『年代記』である。そして、彼の死の前年にいたる一二四三年十月まで、リッカル

ドは長版の執筆を続けた。この長版の執筆をめぐる経過については、諸研究は一致している。^⑪

さて、前述のように、この短版と長版にはそれぞれ、「序文」が存在している。この二つの「序文」には、共通点とともに相違点がある。この共通点と相違点を検討することで、リッカルドの『年代記』執筆の主観的意図や、二つの版が成立した理由について考察したい。そのため以下において、まず短版と長版の「序文」の試訳を行なう。^⑫なお、本文中の「」は、史料編者ダンジェロによる補足部分であり、() は説明の便宜のため榊原が付加した部分である。さらに原文を一文ずつ節に区分し、宛名あるいは表題をⅠ、本文をⅡとし、各文節の下部に(1)(2)…と表記した。これも説明の便宜のために榊原が付したものである。

短版^⑬

Ⅰ 宛名

畏敬さるべき自らの主君、さまざまな名誉をもつてその名を挙げられるべきステファノ様、神の恩寵により尊ぶべきカッシーノ修道院長様へ。

彼(Ⅱステファノ様)に忠実なるサン＝ジェルマノのリッカルドウスが、(ステファノ様へ)託身と、すべてのことがらについてふさわしい服従を(捧げます)。^⑭

Ⅰ

Ⅱ 本文

より年を経た者が、そして先人たちの先見の明ある権威が、世界を通じ記憶するにたる任意の事件を、教訓となるように続く(世代の)人々に残さるべく、書き記すことが慣習となっています。そしてさらに、続く子どもたちの代が、そのこと(Ⅱ記録の伝達)を行ってゆくのです。(というのも、記録されることなく放棄されたことがらが滅び去ってしまうことのないために、あるいは、なおざりにされたことがらが、未来の人々に知られずに過ぎ去ってしまうことのないように、です。

Ⅱ (1)

彼ら(先人たち)の敬虔なる模倣者であるあなたの分別が、(以下のことがらを)無用であるとは判断しませんでした。(すなわち)、あなたの昇進の前後において、あちこちの地域、そしてまたとりわけ(シチリア)王国において、時のさまざまな推移の中で進出したことがらを、(以下の目的で)文書によつて伝えること。(すなわち)それらの知識によつて、未来の子孫が、同様なことがらにおいてわれわれを乗り越えることを学ぶために、です。

Ⅱ (2)

それゆえ、あなたの命令、(すなわち)従者たる私は、その命令に従うことを義務づけられているのですが、その命令により、かつまたあなたの敬虔なる功績に信をおき、井戸は深く、かつそこから私がくみ出すような井戸が私には欠けているとしても、私の仕事において身にあまる責任を(になうことを)私は願ひ、この間の日々において私の心に浮かび得ることがら、あるいは(実際に)見て知ったこと、ないし信頼できる報告から聞き知ったことがら、私は(これらのこと

Ⅱ (3)

がらを) 文飾よりもむしろ真実に重きを置きつつ、この小冊子に取りあげるように心がけました。

従つて、他の者たちによつて、他の人々のふさわしい時になされた報告に(加えて)、あなたから急ぎのお話により(伺うという恩恵が)与えられ、提示さるべき一連のあなたのはたらきを、ふさわしい場所に私は置きました。そして、より以前の継承者たちが提供してくれたことがらを私は参照しました。

神のご配慮により、比喩へとわが口を開く私に、願わくは良きことが従うように支援がなされんことを。統治するかた(Ⅱ神)の統治に私が服するように(神が)おはかりになられたのでありますから。

それゆえ、教皇インノケンティウス三世のサンⅡジェルマノへの到来を、年代記における年のはじまりとして定め、順序だつて、続くできごとを私は明らかにするものであります。

長版^⑧

I 表題

シチリア王国において、あるいは、世界を通じ至るところで、国王グリエルモ二世の時代から、ローマ人の皇帝にして永遠にアウグストゥス、エルサレム王にしてシチリア王であるフレデリクス二世の時代までなされたるすべてのことがらについての、サンⅡジェルマノの書記リツカルドゥスによつて論述されたる年代記がはじまる。

Ⅱ 本文

より年を経た者が、そして先人たちの先見の明ある權威が、世界を通じ記憶に値する任意の事件を、教訓となるように続く(世代の)人々に残さるべく、書き記すことが慣習となつてゐる。そしてさらに彼らの模範、その模範に従いつつ、続く出来事に通じてゐる(後代の)人々が同じことをする。(というのも、記録が)なされなかつたことがらが消え去つたり、あるいは(記録が)怠られたことが、未来の人々に知られずに過ぎ去つてしまうことのないように、である。

この私、サンⅡジェルマノのリツカルドは、まこと彼ら(先人たち)の模倣者であり、記録さるべきことを記録する記録者(Ⅱ書記)であつて、この(記録者・書記)には、歴史家たちに仕えるムーサたちの筆頭の(女神)が、つき従つてゐるのである。(その)彼女については、韻律にて(以下のように)書かれてゐるのを私は見いだした。

「秩序に従ひ、天与の才に、クリオはなされたることがらを解き明かす」。

私は、わが乏しい才の力により、この世の至るところ、かつとりわけシチリア王国において、わが時代に起こつたことがらを、(すなわち)私が見て知つたこと、ないし信頼できる報告から聞き知つたそれを、真実を守り、文字において伝え、かつこの巻に編集しようと思う。それによつて、これらのことがらから、未来の後進たちが時の流れがさまざまであることを学び、かつ賢明にも、平時にあつて戦争を恐れることを想起し、かつ他方、戦争の後に再び、平和を希求すること

とを（想起するように）、と。

従つて私はこの王国の息子なのであるから、私が王国のことがらを（他よりも）より詳細に記したからといって、読者が私を嫌い、非難することはない。さらには、起こつたこととがらについて、すべてのことがらについて（その一部である）何について私が述べようとも、（さらにそれが）たとえ役にたたなくても。なんであれそれらのことがらの一つ一つが助けにはなるであらうし、かつまた、すべてのことがらの記憶を保持することは、人間よりもむしろ神の属性だからである。

II
(4)

それゆえ、かの時、（すなわち）周知のシチリア王、回顧さるべき記憶をもつグリエルモ二世が死去した時から、すなわちまさに教皇クレメンスの在位第二年から私は始め、これらことがらを年代記へと書き入れた。（かつ）かの王の賛美になるようにいくつかのことがらが語られて、さらに王国の業務に関わり、かつ報告にふさわしい（ことがらが）省略される「ことなく」、かつてザカリアの口をお開きになつたお方（Ⅱ神）の名において、わが口をも、語るためにそのお方がお開きにならんことを。かつわが舌の拘束を、そのお方がお解きになりますように。信頼をもつて、何であれ個々のこととがらが、正しく（その）位置に置かれて、（その）場所を占めるように。

II
(5)

(1) Garufi, Carlo Alberto: "Prefazione", in: *Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), Città di Castello, Casa Editrice S. Lapi, 1936-38.

pp. XVI-XXVI (以下「Garufi, "Prefazione", p. ㄱ略記」) Winkelmann, A.: Das Verhältnis der beiden Chroniken des Richard von San Germano, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 15 (1894) S. 600-613 (以下「Winkelmann, Das Verhältnis ..., S. ㄱ略記」) Loewe, Heinrich: *Richard von San Germano und die ältere Redaktion seiner Chronik*, Halle a. d. Saale, Max Niemeyer, 1894, S. 18-26 (以下「Loewe, Richard von San Germano ..., S. ㄱ略記」)。両版の執筆経過については「序文」の検討をふまえて『年代記』本文の検討が必要となる。この検討については別稿を期したい。

(2) 一二三六年の記述は、フェデリーコ二世の教皇ホノリウス三世宛書簡において中断している。この書簡については、*Die Regesten des Kaiserreichs unter Philipp, Otto IV, Friedrich II, Heinrich (VII), Conrad IV, Heinrich Raspe, Wilhelm und Richard. 1198-1272. Nach der Neubearbeitung und dem Nachlasse Johann Friedrich Böhmers neu herausgegeben und ergänzt von Julius Ficker und Eduard Winkelmann*, Bd. 2 (Regesta Imperii V, 2), Innsbruck, 1892-94; Nachdruck, Hildesheim, Georg Olms, 1971, Nr. 14696, S. 2121. ただし、Garufi, "Prefazione", p. XVIII に於いては、誤って教皇ホノリウス三世のフェデリーコ二世宛書簡となっている。

(3) ちなみに、『修道院長ステファノの死去の日を、リッカルドは「XI. stante Iulii in festo sancte Praxedis」¹⁾とつづね、Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), Città di Castello, Casa Editrice S. Lapi, 1936-38, p. 146 (以下、*Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, p. 2)と註記)。聖 Praxedis の日は七月二日であるから、Garufi, “Prefazione”, p. XVIII はリッカルドの誤りとつづねる。しかし、ダベンジャロによれば、リッカルドのこの日付が、いわゆる consueto bononensis によつており、正しく七月二日を示しているから、D'Angelo, Edoardo: *Stil und Quellen in den Chroniken des Richard von San Germano*

und des Bartholomaeus von Neocastro, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 77 (1997) S. 447f., Anm. 42 (以下 D'Angelo, Stil und Quellen ..., S. 26 補記)。¹⁾ 本バージョンの補記は添削によるものな²⁾るの consueto bononiensis (il sistema a mese entrante e uscente) は 月の後半の日付を前から数える方法である。以下を参照。Cappelli, Adriano: *Cronologia, cronografia e calendario perpetuo*, 7 ediz., Milano, Ulrico Hoepli, 1998, p. 132, n. 3.

(4) Garufi, "Prefazione", p. XVII.

(5) Winkelmann, Das Verhältnis ..., S. 612f.

(6) Loewe, *Richard von San Germano* ..., S. 19, 26.

(7) ただし、レーベは短版『年代記』が、年々上に書き継がれたのではなく、短期間に成立したと推定している。Loewe, *Richard von San Germano* ..., S. 19.

(8) Winkelmann, Das Verhältnis ..., S. 613.

(9) Garufi, "Prefazione", pp. XVIII-XIX. 短版の完成について、レーベは同意見である。Loewe, *Richard von San Germano* ..., S. 26.

(10) ステファノがモンテカッシーノ修道院長になったのが、一三二五年九月一三日である。Riccardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 61.

(11) Garufi, "Prefazione", pp. XXII-XXVI.

(12) 短版「序文」には「ガルーフィによる校訂版を用い、長版「序文」には新たに改定されたタンジェロの校訂版をもととした。短版は *Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, pp. 25-26. ただし、添削は「ガハム・ヘンリー版」を参考とした。Ignati monachi cisterciensis S. Mariae de Ferraria *chronica et Ryecardi de Sancto Germano Chronica priora* (Società napoletana di storia patria. Monumenti storici. Ser. I: Cronache), a cura di Augusto Gaudenzi, Napoli, Ex regio typographico Francisci Giannini & Fil., 1888. (以下 *Ryecardi de Sancto Germano Chronica priora*, p. 26 補記)。³⁾ 本バージョンは Zabbia, Marino: *Notai-Cronisti nel Mezzogiorno sverogioino. Il Chronicon di Domenico da Gravina*, Salerno, Lavaglia Editore,

1997, pp. 77-87 (以下 Zabbia, *Notai-Cronisti* ..., p. 26 補記) に依頼して、本バージョンの補記を記した。長版は D'Angelo, Stil und Quellen ..., S. 449.

(13) *Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, pp. 25-26. 以下 1) ~ 3) は補記による補記である。

“Reuerendo domino suo cum honore multimodo nominando Stephano Dei gratia venerabili Casinensi abbati. Riccardus de Sancto Germano eius fidelis commendationem et promptum ad omnia famulatum.

Solet etas antiquior et provida priorum auctoritas digna memorie queque per orbem gesta describere relinquenda posteris ad doctrinam, et sequens adhuc filiorum natio illud agit, ne ut obmissa deperiant aut neglecta notitiam effugiant futurorum. Horum pia emulatrix uestra1) discretio non censuit otiosum, que ante promotionem uestram2) et post ubique terrarum et presertim in Regno uario cursu temporum succedere, licetis tradere, ut ex eorum notitia discat futura posteritas nos in similibus mutari. Uestro itaque iussu, cui teneor3) famulus obedire, uestrisque piis confusus meritis, licet altus sit puteus, et in quo hauriam mihi desit, operis meis uiribus impar onus aggrediens, que mee menti occurrere poterunt hiis diebus seu uisu cognita uel fidei relatione percepta, non uerborum cultui set potius ueritati deseruiens, huic libello annectere procurabo. Data igitur a nobis per currens eloquium premisis que ab aliis et aliorum sunt facta temporibus, uestrorum actuum seriem locis relinquo propriis exponendam, et ad ea me transfero que priorum temporum obtulere successus. Aperienti provide in parabolam os meum mihi queso bonum obedire suffragetur, quod me parere imperio compulsi imperantis. Sumens itaque ab aduentu Innocentii pape III ad Sanctum Germanum per Cronican hoc initium annorum per ordinem gesta sequentia declarabo”.

1) ガハム・ヘンリー版「ガルーフィ版」は nostra discretio であるが、バージョンは写本を直接参照しての読法の誤りや誤解、vestra (uestra)

discretio と読むべきであると提起した。意味上は vestra (uestra) discretio が妥当であると思われるので、本稿ではザッビアの読法による Zabbia, *Notai-Cronisti* ..., p. 78. ただしザッビアの提起の是非については、ボローニャの Biblioteca Comunale dell'Archigimnasio 写本 Codice miscellaneo A. 144 を直接検討する必要があると思われる。この点については別稿を期したい。

2) 補注(2)と同様に、ガウデンツィ版、ガルフィ版では、promotionem nostram であるが、ザッビアは promotionem vestram (uestram) であるとする。promotionem nostram を採るとすれば、リッカルドが自身に関わる事項を「序文」において暗示したことになる。ザッビアが指摘するように、こうした(自己顕示的な)姿勢は、「序文」全体の流れと整合性を欠く。それゆえこの部分でも、本稿においてはザッビアの読法を採る。Zabbia, *Notai-Cronisti* ..., p. 78. 以下に、次節註(7)の詳論を参照。

3) ガルフィ版では tenor であるが、ガウデンツィ版では teneor となっている。Ryccardi de Sancto Germano *Chronica priora*, p. 73. tenor では意味が通らないので、ガルフィ版の誤植と考え、引用文では修正し、試訳もそれにあわせて行なった。

- (14) 短版「序文」は修道院長ステファノを名宛人として、彼に捧げる形で書かれている。そのため、訳文を「です」「ます」体で統一した。
- (15) 前註(13)の補注1)の補正を参照。
- (16) 前註(13)の補注2)の補正を参照。以下にこの変更については、次節註(7)の詳論を参照。
- (17) 註(13)補注3)参照。
- (18) D'Angelo, *Stil und Quellen* ..., S. 449. なお、 $\wedge$ 内は、ダンジェロによる追加である。また、引用部分を強調するためのイタリック体も、ダンジェロによる。またこゝでは、ダンジェロによる典拠に関する注記であるが、必要に応じ榊原による参照指示を加えた。

“Incipiunt Chronica de hiis omnibus que in regno Sicilie gesta sunt vel ubique per orbem a tempore regis Guillelmi secundi usque ad tempora Frederici secundi romanorum imperatoris semper Augusti Iherusalem et Sicilie regis tractata per notarium Ryccardum de Sancto Germano.

Solet etas antiquior et provida priorum auctoritas digna memorie queque per orbem gesta describere relinquenda posteris ad doctrinam, et eorum instar adhuc prudens sequentium natio idem agit, ne vel omisa depercant aut neglecta in notitiam effugiant futurorum¹⁾. Horum siquidem emulatore ego Ryccardus de Sancto Germano notans notanda Notarius, cui que servii hystoriographi Musarum prima obsequitur, de qua metricae scriptum reperit: *Explicat ingenio res gestas ordine Cyo2)* nisus sum pro viribus ingenio mei que ubique terrarum et presertim in regno Sicilie gesta sunt diebus meis, visu cognita seu fidei relatione percepta, veritate servata literis tradere, ac in hoc presens compilare volumen³⁾, ut ex hiis discat futura posteritas varios esse temporum cursus, meminerique prudenter bellum in pace timere et pacem iterum sperare, post bellum.

Quoniam igitur regni filius eius sum, qui legeri, non me causatur de-testando si regni gesta scribo diffusius, aut de contingentibus quid de cunctis dicam *acsi non prosint: singula queque invent4)*, et Dei potius est quam hominis omnium habere memoriam. Sumens proinde a tempore quo Guilielmus secundus rex Sicilie inclitus recolende memorie obiit, pontificatus vero Clementis pape anno secundo, per chronicam hec inclusi, quibusdam premisis in laudem regis ipsius, et que regni tanguit negotia et relictu dignas⁵⁾ sunt <non> obmissis, in eius nomine, qui os Zacharie olim aperu⁶⁾, os meum aperiat ad loquendum, ac lingue mee vinculum solvat, confidenter singula queque locum teneant sortita decenter⁷⁾”.

- 1) digna ... futurorum: vgl. *Sep. 1. 13.*
- 2) *Anthologia Latina*, 664a, 1. 典拠の詳しい分析については、本文

「および次節註(21)を参照。

- 3) in hoc .. volumen: vgl. *II Mac.* 2. 24.
- 4) acsi ... iuvent: vgl. *Or. Remedia amoris. Vers 420. II Mac.* 2. 31. 1) 引用についての議論は次節註(24)を参照。
- 5) relatu digna: vgl. *Verg. Aen. IX 595; Or. Met. IV 793.*
- 6) vgl. *Lc. I. 64; Mc. 7. 35.* 4) ザカリヤをめぐる議論については、次節註(25)を参照。
- 7) *Hor. Ars 92; zu singula queque vgl. auch Paul. Nol. XXXII 2, Ernold, Ludow. I 15, Theodulf, Carm. XXVIII 382.*

試訳については、以下を参照した。Cronica di Riccardo da S. Germano (1189-1243), in: Del Re, Giuseppe: *Cronisti e scrittori sincroni napoletani editi ed inediti*, vol. 2 (Svevi), Napoli, 1868; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1975, p. 5; Riccardo da S. Germano: *La Cronaca*, Introduzione, traduzione e note di Giuseppe Speduti, Cassino, F. Ciolfi Editore, 1995, pp. 23-24; Garufi, "Prefazione", pp. XXIV-V.

(19) 長版「序文」は、短版「序文」と異なり、名宛人をもたない。それゆえ、訳文は「である」体で統一した。

(20) この一人称による表現「Horum siquidem emulatio ego Rycardus de Sancto Germano」の私「サン＝ジェルマンのリックアルドは、まこと彼ら(先人たち)の模倣者であり」が、短版の「Horum pia emulatrix nostra discretio 彼ら(先人たち)の敬虔なる模倣者であるあなたの分別」に代わってあらわれている。この表現が与える印象の変化については、D'Angelo, *Stil und Quellen ...*, S. 442 u. Anm. 17を参照。

(21) ペルッツ、デル＝レならびに、ダンジェロによる non の追加に依拠した。

二 長短両版の「序文」の分析

長短両版の「序文」について、以下、両者の共通点と相違点について分析をこころみ、短版と長版の性格と、両版の成立をめぐる問題について考察したい。

まずは両者の共通点について検討したい。ちなみに前述のガルーフィもダンジェロも、両「序文」の相違点に着目して検討を行っているが、共通点についての検討はうすい。しかし短版・長版の変化をとらえるためにも、逆に両者において変わらなかった点を把握することが重要である。以下、検討を試みたい。

まず第一に、短版 II (1)、長版 II (1)における歴史叙述の目的である。すなわち、『記憶に値することから』が消え去らぬように、それらを模範とすべく後代の人々に残すこと、つまり「事実の後代への伝承」が歴史叙述の目的である。この点で、両「序文」の内容は同一である。ここでは短版の文章が長版によっても生かされている。⁽¹⁾歴史叙述の目的を示すこととしたことは、中世の歴史叙述における定型文言であると考えられる。しかし、リックアルドにとって、こうした叙述目的への言及は、単なる修辭的定型文言を超えた意味をもっていると思われる。この点は、二点目の共通点ともかわるので、第二の共通点に移りたい。

すなわち、第二点。短版 II (3)において、リックアルドは自らの叙述を「この間の日々において私の心に浮かび得たことがら、あるいは

（実際に）見て知ったこと、ないし信頼できる報告から聞き知ったこととがら、私は（これらのことがらを）文飾よりもむしろ真実に重きをおきつつ、この小冊子に取りあげるように心がけました」と述べている。またさらに、長版Ⅱ（3）においてより簡潔に、「私が見て知ったこと、ないし信頼できる報告から聞き知ったそれを、真実を守り、文字において伝えたい、と述べている。すなわち、これまで多くの研究者がリックアルドの叙述の特徴として、「事実^②に則した」叙述であることを指摘してきたが、この「事実^②に則した」叙述は、リックアルド自身によって自覚的に選択されたものであったことがわかる。ちなみに、リックアルドの『年代記』は、このような「事実^②に即した」叙述のありかたにより高く評価される一方で、時に、諸事実の連関の分析や評価を欠いた事実の羅列であり、「歴史ではなく、真の年代記である」との評価も受けてきた。^③しかし、上述の第一点でみたように、リックアルドにおける歴史叙述の目的が「事実の後代への伝承」であることを想起するならば、彼がこうした「事実^②に即した」叙述のありかたを採用した積極的理由を理解することができる。すなわち、後代への事実の伝承を意図するならば、そのための最適な叙述のあり方は、文飾や美文ではなく、まさしく「事実^②に即した」叙述法であろう。さらに、リックアルドを取り巻く文化環境もこの推定を補強すると思われる。すなわち、ガルーフィ、ダンジェロが指摘するように、リックアルドは一三世紀前半の南イタリアという文化環境において、散文文体の様々な代表者・学派と、直接あるいは間接の接触を持っていた。^④このようななかで、リックアルドは独自の叙述のありかた（および文体）を維持してい

たのであり、それが自覚的かつ意図的なものであり、決して彼の文学的才能の欠如を意味するものではなかったと判断することが妥当であると思われる。

以上、短版・長版の『年代記』を通じて、リックアルドは「事実の後代への伝承」という叙述目的を定め、それにふさわしい「事実^②に即した」叙述のありかたを選択した、との二点の共通点を持っていた。しかしながら、両「序文」にはいくつもの相違点がある。以下四点を指摘したい。

第一に、名宛人の有無についてである。すなわち、短版「序文」を一読して気付くことは、Ⅰにおいて短版には明白な名宛人、モンテカッシーノ修道院長ステファノがいることである。^⑤しかも、Ⅱ（3）において、この年代記が彼の命により書かれたことが明示されていることである。さらに「あなたの昇進」^⑥「あなたからの急ぎのお話」^⑦「あなたのはたらき」ということばが、リックアルドとステファノの密接な関係を示す。これらをふまえ、諸研究は一致して、短版『年代記』は、モンテカッシーノ修道院の修史伝統を受け継ぎ、具体的には『モンテカッシーノ編年誌 Annales Casinenses』を継続するために、修道院長ステファノの意を受けて開始された歴史叙述、つまり「モンテカッシーノ修道院の公的歴史叙述」であると解釈している。^⑧この解釈は妥当であろう。さらに付言するならば、Ⅱ（4）の「提示さるべき一連のあなたのほたらきを、ふさわしい場所に私は置きました」との言は、こうした歴史叙述の中で、修道院長ステファノおよび彼の業績が称揚され

るであろうことを示す。⁽⁹⁾

他方、長版はどうか。短版のⅠに当たる部分は、長版には全く欠如しており、名苑人を特定することなく、歴史叙述を行う旨が述べられている。すなわち、名苑人を廃したことにより、長版『年代記』はより広範な読者を想定する歴史叙述である、との姿勢を示すのである。ガルーフイは、リッカルドがモンテカッシーノ修道院の公的歴史叙述という枠組みを乗り越えたとみる。また、ピスピサは、リッカルドがもはや（その中に彼が閉じ込められていた）修道院史という狭い領域に満足せず、自己の地平を拡大することを決意した、とみる。⁽¹⁰⁾ ガルーフイやピスピサのこうした推定は、十分に支持できると思われる。それでは長版はいかなる叙述上の枠組みをもつか。リッカルドはこの点について明示的には語らない。ただし、Ⅱ（4）において、リッカルドが自らを「王国の息子」とし、「王国のことがらをより詳細に記す」と述べていることから、シチリア王国の歴史が念頭におかれているものと思われる。この点をふまえて、ガルーフイもヴィンケルマンも、長版を「王国の年代記」であると位置付けている。⁽¹¹⁾ たしかに、こうしたとらえかたは誤りではないと思われる。しかしながら附言する必要があるのは、厳密な意味でいうならば、長版『年代記』は「シチリア王国史」になつてはいないということである。彼自身が長版「序文」Ⅱ（4）で述べるように、彼は「王国のことがらを（他よりも）より詳細に記す」のであって、王国の出来事のみを述べるわけではない。かといつて、それらの記述は、「世界年代記」でもない。長版「序文」にある「王国の息子」ということばから、リッカルドの「シチリ

ア王国民」としての自覚を読み取ることは可能であるとしても、それを過大に評価することは慎むべきであろう。その意味では、長版「序文」における叙述の枠組みのあいまいさは、彼自身の「王国民」意識とともに、その他の帰属意識が共存していたこと、つまり彼の帰属意識の重層性に対応していたのではないか、と思われるのである。⁽¹²⁾

さらに、第二の相違点に移りたい。第二の相違点は、短版・長版の『年代記』の開始点にある。すなわち短版は、一二〇八年、教皇インノケンティウス三世のサン・ジェルマノ（およびモンテカッシーノ修道院）への到来を叙述の開始点としている。この年が開始点として選択されたのは、教皇訪問が、モンテカッシーノ修道院にとつて記念さるべき栄誉であつたことによる。⁽¹³⁾ リッカルドは、一二一三年に終了した『モンテカッシーノ編年誌』の継続にあたつて、修道院にとつて栄光に満ちたこの時点を選出したのである。⁽¹⁴⁾ しかしそれだけではない。短版の中心人物、すなわちモンテカッシーノ修道院長ステファノにとつても、一二〇八年は、記念すべき重要な年であつた。すなわち、ステファノはこの年に、モンテカッシーノ修道院長ロツフレドからカメラリウスに任命されたのである。⁽¹⁵⁾ この任命により、ステファノは、教皇インノケンティウス三世とのつながりを深め、修道院長への道を歩み始めたのであり、リッカルドがこの年を、「ステファノの顕彰を目的とする短版『年代記』」の叙述開始点として選択することには、十分な意味があつたと考えられる。

しかし、上述のように、一二二七年のステファノの死去の時点で、

彼の依託を受けた歴史叙述、言い換えれば「モンテカッシーノ修道院の年代記」は中断（あるいは完結）された。これによつて、「モンテカッシーノ修道院の公的歴史叙述」という枠組みからリッカルドは離れ、自らの意志と構想のもとで、新たに長版にとりかかった。その際に、長版の開始点として選ばれたのが、一一八九年であつた。なぜ一一八九年か。リッカルド自身はその理由として、この年に死去したシチリア王グリエルモ二世の「*In laudem regis ipsius* 賛美となるように」と簡潔に語る。しかし、この年の選択は、王の代替わりという単純な意味づけをはるかに越える意味をもっている。この点については、第四点の相違点に関わつて検討したい。

第三点の相違点。両「序文」の顕著な相違点は、長版においてのみ、歴史の女神クリオへの言及と、韻文引用がみられることである。中世の歴史叙述に「ムーサたちの筆頭」「クリオ」があらわれることは興味深い。前述のように、ダンジェロが長版「序文」における引用の典拠を究明しており、この韻文引用をめぐる問題についても、彼は詳細に検討と分析を行っている。⁽²⁰⁾以下、彼の論を紹介したい。

すなわち、ダンジェロは、このクリオの詩に類似した詩を探し、*Anthologia Latina*, 664a, 1にある以下の詩をみいだす。

Historias primo rerum canit ordine Clio.

「物事のはじめの秩序に従い、クリオは歴史を歌う」。

しかしながら、ダンジェロによれば、リッカルドの長版「序文」においては、この詩に改編が加えられ意味が著しく変えられている。

Explicat ingenio res gestas ordine Clio . . .

「秩序に従い、天与の才に、クリオはなされたことがらを解き明かす」。

すなわち、クリオは前者では「歴史を歌う」存在であつたが、後者では歴史家の「天与の才 *ingenium*」を助ける存在とされ、歴史家が秩序だてて、自らの素材である事実を語ることになる。つまり、歴史を語る主体として、（クリオではなく）歴史家の役割が強調されているのである。もちろん、リッカルドが自らの「天与の才」を語る際には、慎みの定型表現として縮小辞「*meum ingenium* わが乏しい才」が用いられるのではあるが、短版における自らの非才を述べる表現は弱められ、歴史家の使命の自覚がより高まつている。⁽²¹⁾

ダンジェロによれば、同様の自覚の高まりを示す改変は他にもみられる。例えば、短版「序文」II (3) の「井戸」の比喩は、過度の謙譲をしめすものとして削除された可能性があるという。⁽²²⁾さらに、同じ短版「序文」II (3) において、リッカルドは、自らが見、あるいは聞き知ったことがらを、「*huic libello annectere*」の小冊子に取りあげるように（結び付けるように）配慮する、と述べる。他方、長版II (3) では、「*litteris tradere, ac in hoc presens compilare volumen* 文字において伝え、かつこの巻に編纂しようと思う」と述べる。ダンジェロに

よれば、この「annectere 結び付ける」から「compiare 編纂する」ということばの変化のなかからも、歴史家の役割への自覚の高まりを読み取ることができる。すなわち、「編纂する」ということばには、歴史事実を「取りそろえ」「選ぶ」という、より主体的な歴史家のありかたが含意されているのである、と。

以上、こうしたダンジェロの議論の個々の論点については、さらなる検討の余地があると思われる。しかしながら、ダンジェロが指摘するように、短版「序文」とは異なり、長版「序文」に古典からの引用がみられること²⁴。さらにそうした引用のなかに、リッカルドの歴史家としての自覚の高まりを読み取ることが妥当であると思われる。

第四点。『年代記』の叙述の目的について、短版は上述のように、「記憶するにたる事実の後代への継承」を述べるのみである。しかるに、長版Ⅱ(3)において、注目すべき論点が追加されている。すなわち「*ex hiis discat futura posteritas varios esse temporum cursus, meminerique prudenter bellum in pace timere et pacem iurum sperare, post bellum illud*」のことがらから、未来の後進たちが時の流れがさまざまであることを学び、かつ賢明にも、平時にあつて戦争を恐れることを想起し、かつ他方、戦争の後に再び、平和を希求することを（想起するように）、と。つまり、「戦争を恐れ」「平和を希求する」という論点が追加されているのである。これにより、「記憶するにたる事実」の具体的内容として、「戦争（と平和）」が言及されているのである。そしてこの点に、第二点で言及した問題、すなわち、長版の叙述の開始点として

なぜ一一八九年が選択されたか、という問題が関わってくる。

この点の検討には、長版「序文」を離れ、長版『年代記』本文の叙述を参照することが有益である。すなわち、長版『年代記』の一一八九年の叙述において、リッカルドは、グリエルモ二世の死とそれにたいする王国民の悲嘆の広がり²⁵を叙述し、続けてこう記す。

「この王の死後、王国の伯たちのあいだで、引き続いていかなる不和と混乱がおこったかについては、この小冊子を通じて読めばあきらかになるであろう。」

なぜなら、彼ら（＝伯たち）のうちいかなる者にも共通の意志というものはなく、彼らの間の誰もが、より上位（の地位を得よう）と努力をはじめ、王国の王座を得ようとしはじめたのであり、彼らがなした誓約を忘れ、彼らのうちのある者たちは、これ（＝誓約）に反して行動しようとあえていた²⁶。

このように、リッカルドにとつては、一一八九年は、平和と繁栄の時代の終焉を示す時点であつた。そして彼のみるところ、その後、長期にわたつて王国の「不和と混乱」が続いたのであつた。この「不和と混乱」はいつまで続くのか。リッカルドがそれを明確に述べることはない。しかし、その後のシチリア王フエデリーコの親政開始時（一二〇八年）²⁷、あるいは彼のドイツからの帰還（一二二〇年）²⁸について、平和の回復を賛美するような記述はみられない。実際、フエデリーコの王国帰還後、一二二〇年代はシチリア王国内の貴族やムスリムの反

乱が続き、さらに一二二八年から一二三〇年にかけては、十字軍をめぐる教皇グレゴリウス九世とフェデリーコとの対立³¹⁾、さらには、教皇との一時的和解後も、フェデリーコのロンバルディア諸都市との戦争が継続する。そして一二三九年、教皇による皇帝の再破門により、両者は再び激烈な闘争に至る。以上のように長版『年代記』は王国の「不和と混乱」を描き続ける。リッカルドにとっては、「不和と混乱」の時代は終わっていないものとしてとらえられていたであろう。

とりわけ長版成立の時期を考慮しつつ、これらの諸事件、特に一二二八年から一二三〇年にかけての教皇と皇帝の対立を考察するならば、リッカルドの内面を推しはかることが可能になると思われる。のち、彼は長版『年代記』の執筆を開始したと推定されるが、この時期はまさに「不和と混乱」が激化した時代だったからである。この一二二七年の翌年、フェデリーコは十字軍遠征の誓約違反のかどで、教皇グレゴリウス九世に破門される³²⁾。翌一二二八年から一二二九年にフェデリーコは聖地に赴くが、彼の不在中、教皇軍がシチリア王国に侵入したのである³³⁾。この教皇軍の侵入にあたっては、モンテカッシーノ修道院所領は、その侵入路に位置しており、都市サン＝ジェルマノを含むモンテカッシーノ修道院所領において教皇軍と皇帝軍は激しく戦い、教皇軍優勢のうちに皇帝軍は南部への撤退を余儀なくされる³⁴⁾。しかしその後、皇帝の聖地からの帰還によって皇帝軍は盛りかえし、王国から教皇軍を駆逐するが、その際にもモンテカッシーノ修道院に教皇軍が立てこもり、修道院が皇帝軍からの攻撃を受けるなど、この

地方は再度戦乱にみまわれた。このように一二二八年から一二二九年にかけて、モンテカッシーノ修道院所領は教皇軍と皇帝軍との争いの主要な舞台となり、大きな損害を受けたのである。おそらくは、リッカルドはこの戦乱による被害を目の当たりにしていたであろう。このような戦乱の渦中で、リッカルドが「戦争」の歴史を後世に伝えることを志し、「モンテカッシーノ修道院の公的歴史」とは異なる形で、新たに歴史の執筆を志したと推定することは困難ではない。それゆえ、長版「序文」の「戦争を恐れ」「平和を希求する」との文言は単なる修辭を超えた意味を持つものであり、ガルーフイが指摘するように、長版全体の叙述目的において要の位置を占める文言であったと考えてよい。そして「不和と混乱」の渦中に身をおきつつ、リッカルドが憧憬をこめて回顧する時代、「理想の時代」が、ノルマン王朝のグリエルモ二世治世であったのであり、一一八九年の王の死は、その「理想の時代」の終わりを告げる出来事として嘆きをもって想起されたのである³⁵⁾。

ガルーフイは、長版「序文」のこの「戦争と平和」の記述に着目し、その重要性を指摘したが、彼の指摘は正当であると思われる。ダンジェロは、第三点の歴史家としての意識の高まりをより強調するが、長版『年代記』がなぜ書かれたのか、という問題の核心に位置するのは、ガルーフイの言うように「戦争と平和」の問題であったとするのが妥当であろう。

以上、長版・短版の共通点と相違点を踏まえ、以下のように結論づ

けることができるであろう。短版・長版の『年代記』を通じ、リッカルドは「事実の後代への伝承」を叙述の目的とし、そのために「事実」に則した「叙述のありかた」を選択した。

他方、モンテカッシーノ修道院長ステファノの依託により、リッカルドは「モンテカッシーノ修道院の公的な歴史」として短版の執筆を開始したが、その執筆は一二二七年のステファノの死によって中断され、あるいは終えられた。しかし、リッカルドは、「修道院の公的歴史叙述」という枠組みを越え、新たに歴史の叙述を構想した。なぜか。まず、短版『年代記』執筆の間に、歴史家としての自覚を高め、歴史を叙述することについての認識を深めたこともその一因であったであろう。しかしながら、それよりも重要であったのは、王国、とりわけモンテカッシーノ修道院所領における戦乱と、それがもたらした被害を彼が経験したことであったと思われる。この戦乱にともなって起こった出来事を後代に伝承し、教訓とすることを願い、彼は新たな歴史叙述を構想した。それゆえリッカルドは、こうした戦乱の起点となった一一八九年を叙述の始点として選び、グリエルモ二世を理想の君主彼の治世を「平和と繁栄の時代」「理想の時代」とし、その後の「不和と混乱」の時代を記録したのであった。

註

- (一) Pispisa, Enrico: *Storiografia contemporanea nel Regno*, in: *Friedrich II. Tagung des Deutschen Historischen Instituts in Rom im Gedenkjahr 1994* = *Federico II. Convegno dell'Istituto Storico Germanico di Roma nell'VIII Centenario della nascita* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts

in Rom, Bd. 85), hrsg. von Arnold Esch und Norbert Kamp, Tübingen, Max Niemeyer, 1996, p. 43 (以下「Pispisa, Storiografia ...」, p. 43 略記)。

- (2) Van Eickels, Klaus und Brüsch, Tania: *Kaiser Friedrich II. Leben und Persönlichkeit in Quellen des Mittelalters*, Düsseldorf/Zürich, Artemis & Winkler, 2000, S. 58; Schaller, Hans Martin: "Richard von San Germano", in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd. 7, München, LexMA Verlag, 1995, S. 824f.

- (3) この点については、ムラトリー、ペルッツによる刊本の解説において触れられている。ペルッツによる評価は以下を参照。Rycardi de Sancto Germano Notarii Chronica, in: *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores* 19, hrsg. von Heinrich Pertz, Hannover, 1866; Nachdruck, Stuttgart, Anton Hiersemann, 1989, S. 321f.

- (4) 本稿「はじめに」註(5) 参照。Balzani, Ugo: *Le cronache italiane nel Medio Evo*, 3 ediz., Milano, 1909; Nachdruck, Hildesheim/New York, Georg Olms, 1973, p. 233.

- (5) Garufi, "Prefazione", pp. XXII-XXIII; D'Angelo, Stil und Quellen ..., S. 439.

- (6) モンテカッシーノ修道院長ステファノについては、以下を参照。Inguanez, Mauro: *Cronologia degli abati cassinesi del secolo XIII*, in: *Cassinensia. Miscellanea di studi cassinesi pubblicati in occasione del XIV centenario della fondazione della Badia di Montecassino*, vol. 2, Sora, Pasquale Carlo Canastrot, 1929, p. 420; Dell'Omo, Mariano: *Montecassino. Un'abbazia nella storia*, Montecassino, Pubblicazioni Cassinesi, 1999, p. 298.

- (7) 前節註(13)の補注2)において述べたように、ガウデンツィ版、ガルーノ版は「promotionem nostram」をとっているが、ザツビーに倣い、これを「promotionem uestram」と補正した。この補正は6a' の「[promotio]」は修道院長ステファノの昇進のみを指すことにならず、Zabba, *Notai-Cronisti* ..., p. 78, ちなみにより、これらすべての研究は

ガウデンツィ版、ガルーフ版の「promotionem nostram」に依拠し、修道院長の昇進とともに、リッカルドのなんらかの「昇進」をこの叙述から推定し、議論を重ねてきた。すなわち、ガルーフは、教皇庁におけるリッカルドの *magister* 称号の獲得を指すと考え(Garufi, "Prefazione", pp. IX-XI)、ヴィンケルマンは、モンテカッシーノ修道院におけるなんらかの地位授与とみる(Winkelmann, Das Verhältniss ..., S. 613)。しかしザッビアの提起を受け入れるならば、従来の議論の前提そのものが崩れることになる。ザッビアの提起の妥当性はさらに検討される必要があるが、本稿では意味の整合性を評価し、さしあたりザッビアの提起に依拠して試訳を行なった。ともあれ、ザッビアが述べるように、リッカルドについての伝記的事実の検討がさらに深められる必要があることだけは明白であろう。この点についても、別稿を期したい。

(8) Garufi, "Prefazione", pp. XVII-XIX; Winkelmann, Das Verhältniss ..., S. 612.

(9) 例えば、リッカルドは、旧版『年代記』本文二二五年において、ステファノ修道院長(フォッサノーヴァのステファノ)就任を記載し、それに付け加えて以下のように、ステファノを称揚している。
 "Stephanus iste, cognomento Marsicanus, uir non minus studii quam honestatis amator, de militari erumpens prosapia, sub prephati abbatis Rotfridi regimine monastici ordinis iugo colla submisit. Hic per uite sue meritum et laudabile conuersationis exemplum Deo gratus et hominibus factus, Romane curie cepit habere notitiam et fauorem, propter quod ad huius con-scendere meruit apicem dignitatis. Cuius actuum seriem laudabilem suis lector inueniet plenius contineri".

「かのステファヌスは、『マルシカ人』というあだ名で、(彼は)正直さを愛することにおとらず勉学をも愛する人であり、騎士家系の出身で、前述の修道院長ロッフレドの管理下において、修道誓願をたてたのである。彼は、自らの生涯にわたる善行と、人付き合いに

おいて誉めるべき模範(となったこと)により、神と人間たちに好意をもたれるようになり、ローマ教皇庁に知られ、好意を獲得することになった。このことにより、ふさわしくもかの(修道院長という)位の頂点へ上りつめることになったのである。彼に従う者たちにとって、一連の彼の誉めるべき行いが、より詳細に記載されるさまを読者は見るべし」。Riccardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 61.

(10) Garufi, "Prefazione", p. XXIII.

(11) Pispisa, *Storiografia* ..., p. 43.

(12) Garufi, "Prefazione", p. XXIII; Winkelmann, Das Verhältniss ..., S. 612.

(13) 実際に、長版『年代記』において叙述の中心に位置するのは、モンテカッシーノ修道院所領を中心とするシチリア王国西北部地方であり、さらにカープアを中心とするテッラ・ディ・ラヴオーロ地方である。アブルッツォ、プーリヤ地方の記述がそれに次ぎ、カラブリア、シチリアの記述は少ない。彼の「*regni filius eius sum* 私は王国の息子である」との言にも関わらず、王国民としての帰属意識はいまだ形成途上で、そのほかの帰属意識と重層的なものであり、そうしたことが彼の叙述の地域的なたよりをもたらしていると思われる。リッカルドの長版「序文」における歴史叙述の意図と、本文『年代記』との不整合については、以下を参照。D'Angelo, *Stil und Quellen* ..., S. 446f.

(14) リッカルドの帰属意識をめぐる問題は、「序文」の検討のみでは不十分であり、『年代記』本文の詳細な検討が必要となる。この問題については別稿を期したい。

(15) Riccardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 26.

(16) Tosti, Luigi: *Storia della badia di Montecassino*, vol. 2 (Opere complete di D. Luigi Tosti, vol. 15), Roma, L. Pasqualucci, 1889, pp. 159-160.

(17) Garufi, "Prefazione", p. XIX.

(18) Riccardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 27.

(19) 一二一年には、ステファノはローマ教皇庁に派遣され、教皇の仲介により、国王フェデリーコ二世から、(モンテカッシーノ修道院所領内の)城砦集落ロッカ・デヴァンドロの修道院への帰属を認める書簡を得た。以下を参照、*Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, p. 34.

(20) ダンジェロは、ガルーフィ版を含めた従来の校訂版が、韻文引用の典拠について考察を欠いている点を指摘する。そして、クリオに關する典拠以外にも、オウイディウス、ウェルギリウス、ホラティウスから(あるいは、それらを編纂した中世の「Florilegium 詞華集」、あるいは中世の詩学書から)の引用を指摘している。前節註(18)の補注を参照。

(21) D'Angelo, *Stil und Quellen* ..., S. 441f.

(22) 短版「序文」II (3) の「operis meis uiribus impar onus aggrediens 私の仕事として身にあまる責任を(になうことを) 私は願ひ」が、長版「序文」II (3) においては、「pro viribus ingenio mei わが乏しい才の力により」と簡潔な表現に変わっている。

(23) もう一つの可能性として、ダンジェロは、「あまりに月並みな隠喩であった」との理由をあげている。

(24) *chūn* 長版 II (4) における「aut de contingentibus quid de cunctis dicam acsi non prosint: singula queque iuvent, ... *chūn* は「起つたことがらについて、すべてのがらについて(その一部である)何について私が述べようと、たとえ役にたたなくても。なんであれそれらがらの一つつが助けにはなるであろう」の典拠として、ダンジェロは「オウイディウスの Remedia amoris, Vers 420 の以下の文章を挙げる。

Sed quae non prosunt singula, multa iuvant.
「しかし、個々のものが役立たなくとも、多くものとなれば助けとなる。」

しかしダンジェロによれば、クリオに關する引用と同様に、(こ)でも意味の改編がおこなわれ、ここでは意味が逆転している。すなわち、オウイディウスにおいては、個々においては役立たぬものが全体で有益なものとなっているのに対し、リツカルドは全体ではなく一つ一つのことがらが役立つ、と述べているからである。この改編により、それぞれの読者が自らに役立つものを、歴史叙述から読み取る」とが期待されるのである。D'Angelo, *Stil und Quellen* ..., S. 443f.

また、長版 II (5) 末尾の文の典拠として、ホラティウスの *As Poetica* が指摘されている。前節の長版「序文」註(18)の補注(2)を参照。

(25) Garufi, «Prefazione», p. XXV. ただし、ガルーフィは長版「序文」II (5) にてつくるザカリヤを、『旧約聖書』の預言者ザカリヤと解釈し、「ザカリヤ書」の記述にからめ「平和と正義」についてのリツカルドの認識を論じている。しかし、ダンジェロが指摘するように、長版「序文」II (5) に記述されるザカリヤは、『新約聖書』の洗礼者ヨハネの父ザカリヤであり(ルカによる福音書「一章」)、この点ではガルーフィの典拠の指摘は明らかな誤りである。D'Angelo, *Stil und Quellen* ..., S. 444.

(26) *Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, pp. 6-8.

(27) «Post huius Regis obitum quanto inter Regni comites sit orta dissensio et turbatio subsequuta, sequens huius libelli lectio declarabit. Nam nulli eorum fuit equa uoluntas, omnes inter se ceperunt de maiestate contendere et ad Regni solium aspirare, et obliiti iuris iurandi quod fecerant, eorum quilibet contra facere hanelabant», *Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, p. 8.

(28) 一二〇八年二月二十六日「フェデリーコは一四歳となり、シチリア王として親政を開始した。しかし、この親政開始について『年代記』に言及はない。ただ、短版・長版『年代記』の翌一二〇九年の記述において、アラゴンのコスタンツァとの結婚についての記述が

- あるほか、実質的なフェデリーコ の政治行動の開始として、短版においてのみ、カラーブリアの大貴族ロートのアンフーススの逮捕の記述があり、さらにその経過についての書簡(モンテカッシーノ修道院長ロッフレド宛)の引用がなされている。この書簡については、以下の拙稿を参照。榎原康文「フェデリーコ二世親政開始時(一二〇八―一二二二)のシチリア王国統治政策について―一二二〇年一月一四日付モンテカッシーノ修道院長あて書簡の試訳と検討を中心に―」『北大史学』第四四号(二〇〇四年) 一二頁から四二頁。
- (29) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 83, pp. 87-88.
- (30) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 94, pp. 102-103, pp. 108-110.

- (31) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, pp. 147-169.
- (32) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 199.
- (33) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, pp. 147-148.
- (34) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 151.
- (35) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, pp. 152-153.
- (36) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, pp. 153-155.
- (37) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 161.
- (38) Ricardus de Sancto Germano, *Chronica*, p. 162.
- (39) Ganufi, "Prefazione", p. XXV.
- (40) グリエルモ二世についての後代の評価については、以下を参照。Enzensberger, Horst: Der "böse" und der "gute" Wilhelm. Zur Kirchenpolitik der normannischen Könige von Sizilien nach dem Vertrag von Benevent (1156), in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 36 (1980) S. 385-432.

むすびにかえて

以上、ガルーフィ、ダンジェロの研究を参照しつつ、短版・長版の「序文」を対象として、リッカルドの『年代記』の執筆の意図を把握し、さらに長版成立の過程について考察を行った。しかしながら本稿においては、短版・長版「序文」に考察を限定した結果として、いくつかの問題を検討課題として残さざるを得なかった。こうした検討課題として、さしあたり以下二点をあげておきたい。

すなわち、第一に、両版『年代記』の成立経過にはいまだ多くの不明な点が残されている、ということである。短版の執筆開始時をめぐる問題や、ステファノ修道院長死去の時点で、短版執筆が中断されたのか、あるいは短版が完結されたのかという問題。これらの問題については、本稿では大まかな見取り図を把握し、研究者の異なる見解を並記するにとどめざるを得なかった。また、長版がどのような執筆過程をたどり現在の『年代記』にいたったのか、という問題は諸研究によっても未検討のまま残されている。短版・長版の本文を詳細に検討することで、これら問題についてさらなる知見を得ることを試みる必要があると思われる。

さらに第二点。両「序文」の相違点の第一点において、リッカルドの「王国民」としての意識と、その他の帰属意識が共存していたこと。すなわち、彼の帰属意識が重層性をもっていたことを指摘した。具体的には、リッカルドは「王国民」よりもさらにせまく、モンテカッシーノ修道院および都市サン＝ジェルマノの一員としての帰属意識をもつ

ていた。他方、時として彼は普遍的な「キリスト教世界」という枠組みで叙述を行なう。⁽¹⁾ およそ人が複数の帰属意識を持つということは、時代を越えて共通であろう。しかし、そうした帰属意識の複数性もまた、歴史的文脈において異なるものであり、西欧中世人の帰属意識の複数性について、その固有のありかたを検討することは興味深い課題である。

こうした検討課題の解明のためには、本稿の検討を踏まえつつ、『年代記』本文の記述内容の分析が行われる必要がある。本稿の「はじめに」において、ピスピサによる『年代記』の記述内容についての研究を紹介した。このピスピサの先駆的研究にならない、『年代記』の記述内容のさらなる研究を進めることが必要かつ有益であろうと思われる。

本稿「はじめに」において述べたように、『年代記』の史料としての重要性の認識は広く共有されているにも関わらず、この史料についての研究はこれまで十分であったとはいえない。『年代記』にはいまだ多くの研究の余地が残されているといえる。これまでの諸研究はしばしば『年代記』を「客観的」「中立的」な史料として評価しつつ、その叙述を文脈から切り離し、断片的に、一三世紀イタリア史、とりわけフェデリーコ二世治下のシチリア王国史研究において引用してきた。このような断片的な史料引用が誤りであるとは必ずしも言えない。しかし、史料の特性や著者についての研究の深化が、(その史料が描く)歴史の理解に貢献することは自明であろう。その意味で、『年代記』およびリッカルドについてのさらなる研究の進展は、(この史料がとりわけ詳細に描く)フェデリーコ二世治下のシチリア王国史研究に貢

献することが大きいと思われる。

短版・長版『年代記』の本文記述内容のさらなる分析によって、この史料の研究に寄与することを今後の課題としつつ、むすびにかえた。

註

- (1) ダミエッタ陥落の詩 (*Ricardus de Sancto Germano, Chronica*, pp. 95-100) にあらわれるように、リッカルドにおいて「キリスト教世界」への思い入れは非常に強い。